

「中華人民共和国營業稅暫定條例」

2008年11月10日

日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易投資相談センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國國務院令

第 540 号

「中華人民共和國營業稅暫定條例」は 2008 年 11 月 5 日に國務院第 34 回常務委員會會議において改定・採択された。ここに改定後の「中華人民共和國營業稅暫定條例」を公布し 2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

2008 年 11 月 10 日

中華人民共和國營業稅暫定條例

(1993 年 12 月 13 日に中華人民共和國國務院令第 136 号として公布。
2008 年 11 月 5 日に國務院第 34 回常務委員會會議において改定を採択。)

第1条 中華人民共和國国内で本條例に規定する役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行う組織および個人は、營業稅の納稅者であり、本條例に従い營業稅を納めなければならない。

第2条 營業稅の稅目・稅率は、本條例に添付した「營業稅稅目稅率表」に照らして執行する。

稅目・稅率の調整は、國務院が決定する。

納稅者が娛樂業を営む場合に適用する具体的な稅率は、省・自治区・直轄市の人民政府が本條例に規定した範囲内で決定する。

第3条 納稅者が稅目の異なる營業稅課稅役務(以下「課稅役務」という)、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を兼業する場合は、稅目の異なる營業取引額、譲渡額、売上額(以下「營業額」と総稱する)を分けて計算しなければならない。營業額を分けない場合は、高い方の稅率を適用する。

第4条 納稅者が課稅役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行う場合は、營業額と規定の稅率に基づいて納稅額を計算する。納稅額の計算公式は以下の通りとする。

納稅額 = 營業額 × 稅率

営業額は、人民元で計算する。納税義務者が人民元以外の通貨で営業取引額を決済する場合は、人民元に換算して計算するものとする。

第5条 納税者の営業額とは、課税役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行った納税者が、受領する全ての代価と代価外費用とする。但し、以下の場合は除外する。

- (1) 納税者が請け負った輸送業務を他の組織あるいは個人に分けた場合は、取得した全ての代価および代価外費用から他の組織あるいは個人に支払った輸送費用を差し引いた額を営業額とする。
- (2) 納税者が旅行業に従事する場合は、取得した全ての代価および代価外費用から旅行者に代って他の組織あるいは個人に支払った宿泊費、食費、交通費、観光地の入場料および旅行団を受入れた他の旅行会社に支払った観光費を差し引いた額を営業額とする。
- (3) 納税者が建設工事を他の組織に下請けに出した場合は、取得した全ての代価および代価外費用から他の組織に支払った下請け代金を差し引いた額を営業額とする。
- (4) 外貨・有価証券・先物等の金融商品の売買業務は、売却価格から購入価格を差し引いた額を営業額とする。
- (5) 国務院の財政、税務所管部門が規定したその他の場合。

第6条 納税者が本条例第5条に規定に照らして関連項目を控除した場合、取得した証憑が法律、行政法規あるいは国務院の税務所管部門の関連規定を満たしていない場合は、当該項目金額は控除できない。

第7条 納税者が課税役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行った価格が著しく安く、且つ正当な理由がない場合は、所轄税務機関がその営業額を査定する。

第8条 以下の項目は営業税を免除する。

- (1) 託児所・幼稚園・老人ホーム・障害者の福祉機関が提供する養育サービス、結婚紹介、葬儀サービス。
- (2) 障害者個人が提供する役務。
- (3) 病院、診療所およびその他の医療機関が提供する医療サービス。
- (4) 学校およびその他の教育機関が提供する教育役務、勤労学生の役務。
- (5) 農業の機械耕作店排水灌漑・病虫害予防と治療・植物保護・農業牧畜保険および関連技術の養成業務、家禽・家畜・水生動物の交配および疾病の予防と治療。
- (6) 記念館・博物館・文化館・文物保護組織管理機関・美術館・展示館・書画医院・図書館が催す文化活動の入場料収入、宗教施設で行う文化・宗教活動の入場料収入。
- (7) 国内保険機関が輸出貨物のために提供する保険商品。

前項規定以外の営業税の減免項目は国務院が規定する。如何なる地区・部門も営業税の免税・減税項目を規定してはならない。

第9条 納税者が免税・減税項目を兼業する場合は、免税・減税項目を分けて営業額を計算するものとする。営業額を分けて計算していない場合は、免税・減税をしてはならない。

第10条 納税者の営業額が国務院の財政・税務所管部門が規定する営業税の最低課税基準額に達していない場合は、営業税の徴収を免除する。最低課税基準額に達している場合は、本条例の規定に基づいて営業税の全額を計算し納付する。

第11条 営業税の源泉徴収義務者

(1) 中華人民共和国国外の組織あるいは個人が国内で課税役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行い、国内に経営機構を設立していない場合は、その国内の代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合は、譲受側あるいは買主を源泉徴収義務者とする。

(2) 国務院の財政・税務所管部門が規定するその他の源泉徴収義務者。

第12条 営業税の納税義務の発生時期は、納税義務者が課税役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行って営業収入を受領した当日、あるいは営業収入代金の証憑を取得した当日とする。国務院の財政・税務所管部門に別途規定がある場合は、その規定に従う。

営業税の源泉徴収義務の発生時期は、納税者に営業税納税義務が発生した当日とする。

第13条 営業税は税務機関が徴収する。

第14条 営業税の納税地

(1) 納税者が課税役務を提供した場合は、その組織の所在地あるいは居住地を管轄する税務機関に申告、納税しなければならない。但し、建設業の役務および国務院の財政・税務所管部門が規定したその他の課税役務は、課税役務発生地を管轄する税務機関に申告、納税しなければならない。

(2) 納税者が無形資産を譲渡した場合は、その組織の所在地あるいは居住地を管轄する税務機関に申告、納税しなければならない。但し、納税者が土地所有権の譲渡・賃貸する場合は、土地の所在地を管轄する税務機関に申告、納税しなければならない。

(3) 納税者が不動産を販売、賃貸する場合は、不動産の所在地を管轄する税務機関に申告、納税しなければならない。

源泉徴収義務者はその組織の所在地あるいは居住地を管轄する税務機関に源泉徴収した税金を申告、納税しなければならない。

第15条 営業税の納税期限は、それぞれ5日、10日、15日、1ヶ月あるいは四半期とする。納税義務者の具体的な納税期限は、所轄税務機関が納税者の納税額に応じて決

定する。定められた期限に納税できない場合は、取引ごとに納税することもできる。納税者が1ヶ月あるいは四半期を納税期限とする場合は、期日満了の日から15日以内に納税申告を行う。5日、10日あるいは15日を納税期限とする場合は、期日満了の日から5日以内に事前納税し、翌月の1日から15日までに申告、納税し、かつ前月の納税額を清算する。

源泉徴収義務者の納税期限は、前の二項の規定に照らして執行する。

第16条 営業税の徴収管理は「中華人民共和国税徴収管理法」および本条例の関連規定に照らして執行する。

第17条 本条例は2009年1月1日より施行する。

添付:

営業税税目税率表

税 目	税 率
1、交通運輸業	3%
2、建築業	3%
3、金融保険業	5%
4、郵便電信通信業	3%
5、文化体育業	3%
6、娯楽業	5%-20%
7、サービス業	5%
8、無形資産の譲渡	5%
9、不動産販売	5%